

○振動関係の届出一覧

届出が必要な時	届出の名称	添付書類	部数	提出期限	罰則
指定地域にある工場・事業場が特定施設を初めて設置する場合	【法律第6条】 特定施設設置届出書 ----- 【県条例第43条】 特定施設等設置等届	振動の防止の方法	正副 1部 ずつ	設置工事開始の30日前まで	30万円以下の罰金 ----- 20万円以下の罰金
特定施設の種類及び能力ごとの数を変更する場合 1	【法律第8条】 特定施設の種類及び能力ごとの数変更届出書 ----- 【県条例第43条】 特定施設等設置等届	付近の見取り図 建物の配置図・構造図	正副 1部 ずつ	変更に係る工事開始の30日前まで	10万円以下の罰金 ----- 20万円以下の罰金
特定施設の使用の方法を変更する場合 2	【法律第8条】 特定施設の使用の方法変更届出書 ----- 【県条例第44条】 特定施設等変更届	施設の配置図・構造図(カタログ等) 作業工程図	正副 1部 ずつ	変更に係る工事開始の30日前まで	10万円以下の罰金 ----- 10万円以下の罰金
特定施設の振動の防止の方法を変更する場合 3	【法律第8条】 振動の防止の方法変更届出書	敷地境界線における振動の予測値に関する資料等	正副 1部 ずつ		10万円以下の罰金
届出を行った者の氏名、住所並びに法人にあっては代表者の氏名、工場、事業場の名称及び所在地等の変更があった場合	【法律第10条】 氏名等変更届出書 ----- 【県条例第47条】 氏名等変更届		正副 1部 ずつ	変更した日から30日以内	3万円以下の過料 ----- 5万円以下の罰金又は科料
特定施設をすべて廃止した場合	【法律第10条】 特定施設 使用全廃届出書 ----- 【県条例第47条】 使用等廃止届	-	正副 1部 ずつ	廃止した日から30日以内	3万円以下の過料 ----- 5万円以下の罰金又は科料
届出を行った者から譲り受け、借り受け、相続、合併等によってその届出に係る特定施設のすべてを承継した場合	【法律第11条】 承継届出書 ----- 【県条例第42条】 承継届	承継の事実を示す書類の写し	正副 1部 ずつ	承継があった日から30日以内	3万円以下の過料 ----- 5万円以下の罰金又は科料

- 1 特定施設の種類及び能力ごとの数が増加しない場合については届出不要
- 2 (振動規制法) 施設の使用時間の繰上げ、繰下げが伴わない場合は届出不要
(県条例) 特定施設の種類、構造、配置並びに使用及び管理の方法の変更のことをいい、その能力の変更を伴わない場合、または振動の増加を伴わない場合は届出不要
- 3 振動の大きさの増加を伴わない場合は届出不要